(春日部市税条例の一部改正)

- **第1条** 春日部市税条例(平成17年条例第75号)の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の条又は項の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は項の 表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条又は項を当該改正後の欄の 条又は項とする。
 - (2) 次の表中、改正前の欄の条又は項に対応する改正後の欄の条又は項が存在しない場合 にあっては、当該改正前の欄の条又は項を削る。
 - (3) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、 当該改正後の欄の条を加える。
 - (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引 かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前

(市民税の申告)

第36条の2

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第 1項又は前項の規定によって第1項の申告書 を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損 控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313 条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条 第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金 額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受け ようとする場合においては、3月15日までに、 施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式 又は第5号の6様式による申告書を市長に提 出しなければならない。

(個人の市民税の徴収の方法)

1項、第47条の5又は第53条の5の規定によっ て特別徴収の方法による場合を除くほか、普通 徴収の方法によって徴収する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 の特別徴収)

第47条の2

(市民税の申告)

第36条の2

1項又は前項の規定によって第1項の申告書 を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損 控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313 条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条 第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金 額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受け ようとする場合においては、3月15日までに、 施行規則第5号の5様式又は第5号の6様式 による申告書を市長に提出しなければならな 11

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2**第**|第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2**第** 1項若しくは第2項、第47条の5又は第53条の 5の規定によって特別徴収の方法による場合 を除くほか、普通徴収の方法によって徴収す る。

> (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税 の特別徴収)

第47条の2

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当 該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収 に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収 対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象 年金給付をいう。以下この節において同じ。) の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年 の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について支払回数等年金給付が当該年度の初日からその間において第47条の2第1項の規定により特別徴収税額において第47条の2第1項の規定により特別徴収税額において同じ。)を、当該年度の初日からそのにおいて同じ。)を、当該年度の初日からその 得がある場合(第44条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して 課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象 年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額の合算額から年 金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40条第1項の納期のうち当該年度の初日から その日の属する年の9月30日までの間に到来 するものにおいて普通徴収の方法によって徴 収する。

(特別徴収義務者)

- 第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。(年金所得に係る仮特別徴収税額等)
- 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得に係る所得に係る所得額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年

日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあっては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。
- 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定 3 による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみな

額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9 月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあっては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。
- 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同

じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の9で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみな

し、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分 は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す る。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けよう とする者がすべき申告)

第55条

第56条 法第348条第2項**第9号、第9号の2**又 |第56条 法第348条第2項**第9号**又は第12号の固 は第12号の固定資産について同項本文の規定 の適用を受けようとする者は、土地については 第1号及び第2号に、家屋については第3号及 び第4号に、償却資産については第5号及び第 6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土 地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立 学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項 の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設 置するもの、医療法(昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10 第1項に規定する医療法人、公益社団法人若し くは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法 人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営 利型法人をいう。以下この条において同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法 人(非営利型法人に該当するものに限る。)、 社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機 構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会 若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公 <u>務員共済組合連合会</u>で看護師、准看護師、歯科 衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、 理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設 置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法 人で図書館を設置するもの、公益社団法人若し くは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館 法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博 物館を設置するもの又は公益社団法人若しく は公益財団法人で学術の研究を目的とするも の(以下この条において「学校法人等」という。) の所有に属しないものである場合においては 当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等 に無料で使用させていることを証明する書面 を添付して、市長に提出しなければならない。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定 資産について同項本文の規定を受けようとす る者は、土地については第1号に、家屋につい ては第2号及び第3号に、償却資産については

し、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分 は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す る。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けよう とする者がすべき申告)

第55条

定資産について同項本文の規定の適用を受け ようとする者は、土地については第1号及び第 2号に、家屋については第3号及び第4号に、 償却資産については第5号及び第6号に掲げ る事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又 は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭 和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公 益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若 しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、 公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療 機関の開設者若しくは令第49条の10に規定す る医療法人で看護師、准看護師、歯科衛生士、 歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法 士若しくは作業療法士の養成所を設置するも の、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書 館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益 財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26 年法律第285号) 第2条第1項の博物館を設置 するもの又は公益社団法人若しくは公益財団 法人で学術の研究を目的とするもの(以下この 条において「学校法人等」という。)の所有に 属しないものである場合においては当該土地、 家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で 使用させていることを証明する書面を添付し て、市長に提出しなければならない。

第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申 告書を市長に提出しなければならない。この場 合において、当該固定資産が社会医療法人の所 有に属しないものである場合においては、当該 固定資産を社会医療法人に無料で使用させて いることを証明する書面を添付しなければな らない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びに その用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の 用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにそ の用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の 用に供し始めた時期

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けな くなった固定資産の所有者がすべき申告)

|第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第||第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第 10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで 又は第12号の固定資産として同項本文の規定 の適用を受けていた固定資産について、当該各 号に掲げる用途に供しないこととなった場合 又は有料で使用させることとなった場合にお いては、当該固定資産の所有者は、その旨を直 ちに市長に申告しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみな す場合)

第93条

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者 2 等に対し、民法(明治29年法律第89号)第482 条に規定する他の給付又は同法第549条若しく は第553条に規定する贈与若しくは同法第586 条第1項に規定する交換に係る財産権の移転 として製造たばこの引渡しをした場合には、当 該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製 造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡し たものとみなして、前条第1項又は第2項の規 定を適用する。

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税 の課税の特例)

第8条

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けな くなった固定資産の所有者がすべき申告)

10号の7まで、第11号の3、第11号の4又は第 12号の固定資産として同項本文の規定の適用 を受けていた固定資産について、当該各号に掲 げる用途に供しないこととなった場合又は有 料で使用させることとなった場合においては、 当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長 に申告しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみな す場合)

第93条

卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者 等に対し、民法第482条に規定する他の給付又 は同法第549条若しくは第553条に規定する贈 与若しくは同法第586条第1項に規定する交換 に係る財産権の移転として製造たばこの引渡 しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該 引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを 受けた者に売り渡したものとみなして、前条第 1項又は第2項の規定を適用する。

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税 の課税の特例)

第8条

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に 規定する事業所得の金額がないものとみな して計算した場合における前年の総所得金 額につき、第33条から第34条の3まで、第34 条の6から第34条の8まで、附則第7条第1 項、附則第7条の3第1項及び<u>前条</u>の規定に より計算した所得割の額に相当する金額

(読替規定)

第10条 法附則第15条、第15条の2**又は第15条の**第10条 法附則第15条、第15条の2<u>、第1**5条の3**</u> 3の規定の適用がある各年度分の固定資産税 に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」 とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則 第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とす る。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の2

- 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅につい て、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該年度の初日の属する年の1月31日までに 次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住 の安定確保に関する法律(平成13年法律第26 号) 第31条の規定による認定を受けた旨を証す る書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用 について令附則第12条第21項第2号に規定す る補助を受けている旨を証する書類を添付し た申告書を市長に提出しなければならない。
- 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改 修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専 有部分について、これらの規定の適用を受けよ うとする者は、同条第4項に規定する居住安全 改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改 修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に 規定する事業所得の金額がないものとみな して計算した場合における前年の総所得金 額につき、第33条から第34条の3まで、第34 条の6から第34条の8まで、附則第7条第1 項、附則第7条の3第1項及び<u>前条第1項</u>の 規定により計算した所得割の額に相当する 金額

(読替規定)

又は第39条第5項の規定の適用がある各年度 分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は 第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の 5 又は法附則第15条、第15条の2、第15条の3 若しくは第39条第5項」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の2

- 法附則第15条の8第4項の貸家住宅につい て、同項の規定の適用を受けようとする者は、 当該年度の初日の属する年の1月31日までに 次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住 の安定確保に関する法律(平成13年法律第26 号) 第31条の規定による認定を受けた旨を証す る書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用 について同法第41条第1項の規定による地方 公共団体の補助を受けている旨を証する書類 を添付した申告書を市長に提出しなければな らない。
- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改 修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専 有部分について、これらの規定の適用を受けよ うとする者は、同条第4項に規定する居住安全 改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。
- 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修 住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第9項に規定する熱損失防止改 修工事が完了した目から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則附則第7 条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に

提出しなければならない。

提出しなければならない。

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の 適用を受けようとする者がすべき申告等)

- 第10条の3 法附則第16条の2第10項の規定の 適用を受けようとする者は、当該年度の初日の 属する年の1月31日までに次に掲げる事項を 記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第13 項第1号に掲げる書類を添付した申告書を市 長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第12条の2第 11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の2第10項の規定の適用 を受けようとする家屋(次号において「特例 適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種 類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3 項又は第5項の規定の適用を受けようとす る場合にあっては、前条第3項第2号又は第 5項第2号に掲げる事項)
 - (3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年 月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2 項又は第15条の8第3項から第5項までの 規定の適用を受けようとする場合にあって は、前条第1項第3号、第3項第3号、第4 項第3号又は第5項第3号に掲げる事項)
 - (4) 令附則第12条の2第11項第1号に規定 する被災家屋(次号において「被災家屋」と いう。)の床面積
 - (5) 被災家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合
 - (6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に 関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受ける家屋に係る平成17年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、前条第1項又は第3項から第5項までの規定は適用しない。

(土地に対して課する<u>平成18年度から平成20</u> <u>年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に 関する用語の意義)

第11条 (略)

(土地に対して課する<u>平成21年度から平成23</u> <u>年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に 関する用語の意義)

第11条 (略)

- (<u>平成22年度又は平成23年度</u>における土地の 価格の特例)
- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成22</u> <u>年度</u>適用土地又は<u>平成22年度</u>類似適用土地で あって、<u>平成23年度分</u>の固定資産税について前 項の規定の適用を受けないこととなるものに 対して課する同年度分の固定資産税の課税標 準は、第61条の規定にかかわらず、修正された 価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正 された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録 されたものとする。

- (<u>平成19年度又は平成20年度</u>における土地の 価格の特例)
- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税標準とすると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成19年度分又は平成20年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成19</u> <u>年度</u>適用土地又は<u>平成19年度</u>類似適用土地で あって、<u>平成20年度分</u>の固定資産税について前 項の規定の適用を受けないこととなるものに 対して課する同年度分の固定資産税の課税標 準は、第61条の規定にかかわらず、修正された 価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正 された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録 されたものとする。
 - (平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用 地の価格の特例)
- 第11条の3 法附則第17条の3第1項に規定する 鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定 資産税の課税標準は、第61条第2項又は第4項 の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接す る土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固 定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準 する価格で土地課税台帳等に登録されたものと する。
- 2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地 に対して課する平成20年度分の固定資産税の課 税標準は、第61条第3項又は第5項の規定にか かわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の 固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土 地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、 特例土地について平成20年度に係る固定資産税 の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若 しくは損壊その他これらに類する特別の事情が あるため、又は他の市町村の区域の全部若しく

(宅地等に対して課する<u>平成21年度から平成</u> 23年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成21年度から平成23年

度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅 地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3の2の規定の適 用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同 条に定める率を乗じて得た額。以下この条にお いて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加 算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「宅地 等調整固定資産税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

は一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成18年度から平成</u> <u>20年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成18年度から平成20年

度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅 地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3の2の規定の適 用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同 条に定める率を乗じて得た額。以下この条にお いて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加 算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「宅地 等調整固定資産税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額を超える 場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成21年度から平成23年度までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に10分 の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定資産税額 に満たない場合にあっては、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の 負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度か ら平成23年度までの各年度分の固定資産税の 額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用 地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住 宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当 該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「住宅用地据 置固定資産税額」という。)を超える場合には、 当該住宅用地据置固定資産税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成 21年度から平成23年度までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当 該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける商業地等であるとき

得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額を超える 場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。

- 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成18年度から平成20年度までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に10分 の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定資産税額 に満たない場合にあっては、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の 負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度か ら平成20年度までの各年度分の固定資産税の 額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用 地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住 宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年 度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当 該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「住宅用地据 置固定資産税額」という。)を超える場合には、 当該住宅用地据置固定資産税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成 18年度から平成20年度までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当 該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は法附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける商業地等であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率 は、当該課税標準額にこれらの規定に定める率

を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「商業地 等据置固定資産税額」という。)とする。

高業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度 から平成23年度までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業 地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>平成21年度から平成23</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成21年度から平成23年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又 は法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける農地であるときは、当該課税標準 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分負担調整率0.9以上のもの1.025

を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「商業地 等据置固定資産税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度 から平成20年度までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業 地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける商業地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「商業 地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 削除

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律 (平成15年法律第9号)附則第13条第1項の規 定に基づき、平成15年度から平成17年度までの 各年度分の固定資産税については、法附則第18 条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成18年度から平成20</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成18年度から平成20年度 までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又 は法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける農地であるときは、当該課税標準 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。) を超える 場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025

0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2

- 第13条の3 市街化区域農地に係る平成21年度 から平成23年度までの各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格の3分の 1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した 額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける市 街化区域農地であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該市街 化区域農地調整固定資産税額とする。
- 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成21年度から平成23年度までの各年 度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当 該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額に 10分の8を乗じて得た額(当該市街化区域農地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額を超える場合 にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固 定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成21年度から平成23年度まで</u>の各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、

0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1. 1

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2

- 第13条の3 市街化区域農地に係る平成18年度 から平成20年度までの各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格の3分の 1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した 額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける市 街化区域農地であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該市街 化区域農地調整固定資産税額とする。
- 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成18年度から平成20年度までの各年 度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当 該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額に 10分の8を乗じて得た額(当該市街化区域農地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額を超える場合 にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固 定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成18年度から平成20年度まで</u>の各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、

当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき価格の3分の1の額 に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農 地が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける市街化区域農地である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に満たない 場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。

4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地 の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る 平成21年度から平成23年度までの各年度分の 固定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度 分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税 の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は法 附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける市街化区域農地であるときは、当該課 税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額(以下「市街化区 域農地据置固定資産税額」という。) を超える 場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税 額とする。

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第13条の4 (略)

当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき価格の3分の1の額 に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農 地が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける市街化区域農地である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に満たない 場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当 該固定資産税額とする。

4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地 の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る 平成18年度から平成20年度までの各年度分の 固定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度 分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税 の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は法 附則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける市街化区域農地であるときは、当該課 税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額とし た場合における固定資産税額(以下「市街化区 域農地据置固定資産税額」という。) を超える 場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税 額とする。

第13条の4 削除

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第13条の5 (略)

(都市計画の決定等がされた区域内の市街化 区域農地に対して課する固定資産税の減額) 第13条の6 平成5年度に係る賦課期日におい て市街化区域農地であり、かつ、当該年度に係 る賦課期日において法附則第29条の6第1項 の表の各号の上欄に掲げる区域内に所在する 土地であることにつき市長の認定を受けた土 地に対して課する固定資産税については、当該 各号の中欄に掲げる年度から3年度分の固定 資産税に限り、当該土地に係る固定資産税額の (特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条の2 附則第12条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評 価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平</u> 成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定

当該各号の下欄に掲げる割合に相当する額を、 当該土地に係る固定資産税額から減額する。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、法附則第 29条の6第1項の表の当該各号の中欄に掲げ る年度の初日の属する年の1月31日までにそ の旨を市長に申告しなければならない。ただ し、市長がやむを得ない理由があると認める場 合は、この限りでない。
- 3 前項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3の2に規定する書類を添付してしなければならない。
 - (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 平成5年度に係る賦課期日における土地の所在、地目及び地積
- (3) 当該年度に係る賦課期日における土地の所在、地目及び地積
- 4 第1項の規定の適用を受けることとなる年度の前年度までに法附則第15条の8第2項の規定の適用を受けた土地及び法附則第29条の5第1項の認定を受けた市街化区域農地については、市長は、第1項の認定をしないものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条の2 附則第12条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定

する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に 規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定 の適用がないものとした場合における価格を いう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民 税の課税の特例)

第16条の4

3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4 第1項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項中「山林所得金額」と あるのは「山林所得金額並びに附則第16条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得 等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34 条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第 7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第16条の4第1項 の規定による市民税の所得割の額」と、第34 条の7第1項後段中「所得割の額」とあるの は「所得割の額及び附則第16条の4第1項の 規定による市民税の所得割の額の合計額」 と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得 割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第16条の4第1項の規定による市民税の所 得割の額の合計額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の 特例)

第17条

3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額並びに附則第17条第1項に 規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、 第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条 第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に 規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定 の適用がないものとした場合における価格を いう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民 税の課税の特例)

第16条の4

3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4 第1項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第 34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則 第7条の3第1項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに附則第16条の4第1項 の規定による市民税の所得割の額」と、第34 条の7第1項後段中「所得割の額」とあるの は「所得割の額及び附則第16条の4第1項の 規定による市民税の所得割の額の合計額」 と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得 割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第16条の4第1項の規定による市民税の所 得割の額の合計額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の 特例)

第17条

3

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得

17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課 税の特例)
- 第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの 各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税 義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31 条第1項に規定する土地等をいう。以下この条 において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡 をいう。以下この条において同じ。)をした場 合において、当該譲渡が優良住宅地等のための 譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良 住宅地等のための譲渡をいう。) に該当すると きにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次 条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下 この条において同じ。) に係る課税長期譲渡所 得金額に対して課する市民税の所得割の額は、 同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当 する額とする。
- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡でする確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得金額に対して課するにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

割の額及び附則第17条第1項の規定による 市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2 項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあ るのは「所得割の額並びに附則第17条第1項 の規定による市民税の所得割の額の合計額」 とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課 税の特例)

- 第17条の2 昭和63年度から平成21年度までの 各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税 義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31 条第1項に規定する土地等をいう。以下この条 において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡 をいう。以下この条において同じ。)をした場 合において、当該譲渡が優良住宅地等のための 譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良 住宅地等のための譲渡をいう。) に該当すると きにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次 条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下 この条において同じ。) に係る課税長期譲渡所 得金額に対して課する市民税の所得割の額は、 同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当 する額とする。
- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡において同じ。)に該当する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得金額に対して課するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に認いて、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の 特例)

第18条

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額並びに附則第18条第1項に 規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、 第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条 第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18条第1項の規定による市民税の所得割の 額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の 額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条 第1項の規定による市民税の所得割の額の 合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並 びに附則第18条第1項の規定による市民税 の所得割の額の合計額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民 税の課税の特例)

第19条

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項中「山林所得金額」とあるの は「山林所得金額並びに附則第19条第1項に 規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」 と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1 項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第 1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに附則第19条第1項の規定による市 民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後 段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 及び附則第19条第1項の規定による市民税 の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の 特例)

第18条

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の 9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条 の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額並びに附則第18条第1項の規定に よる市民税の所得割の額」と、第34条の7第 1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得 割の額及び附則第18条第1項の規定による 市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2 項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあ るのは「所得割の額並びに附則第18条第1項 の規定による市民税の所得割の額の合計額」 とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民 税の課税の特例)

第19条

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条 の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所 得割の額並びに附則第19条第1項の規定に よる市民税の所得割の額」と、第34条の7第 1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得 割の額及び附則第19条第1項の規定による 市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2 項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあ るのは「所得割の額並びに附則第19条第1項 の規定による市民税の所得割の額の合計額」

附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第19条第1項の規 定による市民税の所得割の額の合計額」とす る。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民 税の課税の特例)

第20条の2

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2 第1項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項中「山林所得金額」と あるのは「山林所得金額並びに附則第20条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得 等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34 条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第 7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額並びに附則第20条の2第1項 の規定による市民税の所得割の額」と、第34 条の7第1項後段中「所得割の額」とあるの は「所得割の額及び附則第20条の2第1項の 規定による市民税の所得割の額の合計額」 と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得 割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第20条の2第1項の規定による市民税の所

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る 個人の市民税の課税の特例)

得割の額の合計額」とする。

第20条の4

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4 第1項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項中「山林所得金額」と あるのは「山林所得金額並びに附則第20条の 4第1項に規定する条約適用利子等の額」 と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1 項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第 1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民 税の課税の特例)

第20条の2

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2 第1項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第 34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則 第7条の3第1項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに附則第20条の2第1項 の規定による市民税の所得割の額」と、第34 条の7第1項後段中「所得割の額」とあるの は「所得割の額及び附則第20条の2第1項の 規定による市民税の所得割の額の合計額」 と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得 割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第20条の2第1項の規定による市民税の所 得割の額の合計額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る 個人の市民税の課税の特例)

第20条の4

2

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるの

額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4 第3項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項中「山林所得金額」と あるのは「山林所得金額並びに附則第20条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」 と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1 項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第 1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに附則第20条の4第3項の規定によ る市民税の所得割の額」と、第34条の7第1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割 の額及び附則第20条の4第3項の規定によ る市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2項及び附則第7条の4中「所得割の額」と あるのは「所得割の額並びに附則第20条の4 第3項の規定による市民税の所得割の額の 合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第 4項 | とあるのは「附則第20条の4第4項 | とする。

は「所得割の額及び附則第20条の4第1項の 規定による市民税の所得割の額の合計額」 と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得 割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第20条の4第1項の規定による市民税の所 得割の額の合計額」とする。

5

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34 条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7 条の3第1項及び附則第7条の4の規定の 適用については、第34条の6中「所得割の額」 とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4 第3項の規定による市民税の所得割の額」 と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第 34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則 第7条の3第1項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに附則第20条の4第3項 の規定による市民税の所得割の額」と、第34 条の7第1項後段中「所得割の額」とあるの は「所得割の額及び附則第20条の4第3項の 規定による市民税の所得割の額の合計額」 と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得 割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第20条の4第3項の規定による市民税の所 得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中 「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の 4第4項」とする。

第2条 春日部市税条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項(以下「改正前の項」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後

附則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の2

- 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅に ついて、これらの規定の適用を受けようとする 者は、当該年度の初日の属する年の1月31日ま でに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規 則附則第7条第2項に規定する書類を添付して 市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積
 - (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該 家屋を居住の用に供した年月日
 - (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を 経過した後に申告書を提出する場合には、同 日までに提出することができなかった理由
- 宅の敷地の用に供する土地について、令附則第 12条第9項の規定の適用を受けようとする者 は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則 附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した 申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- **7** (略)
- 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修 住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第4項に規定する居住安全改修 工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住 宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとする 者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工 事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10 **項**各号に掲げる書類を添付して市長に提出しな

改正前

附則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定 の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の2

- 3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住 | 2 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住 宅の敷地の用に供する土地について、令附則第 12条第9項の規定の適用を受けようとする者 は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則 附則第7条第2項各号に掲げる書類を添付した 申告書を市長に提出しなければならない。
 - 3 (略)
 - 4 (略)
 - 5 (略)
 - 6 (略)
 - |7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修 住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部 分について、これらの規定の適用を受けようと する者は、同条第4項に規定する居住安全改修 工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第 8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出し なければならない。
 - 宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとする 者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工 事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しな

(春日部市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 第3条 春日部市税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
 - (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合 にあっては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
 - (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

附則

(施行期日)

第1条

- (2) 附則第20条の4の改正部分(第3項の改正部分に限る。)並びに次条第19項及び第20項の規定 平成21年1月1日
- (3) 附則第8条第1項の改正部分、同条第2項の改正部分(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、附則第16条の3の改正部分、附則第19条の5の改正部分並びに同条を附則第19条の6とする改正部分、附則第19条の4の次に1条を加える改正部分並びに次条第7項から第13項までの規定 平成22年1月
- (4) 附則第19条第1項及び第19条の3の改 正部分並びに次条第14項から第18項までの 規定 平成22年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第 2 条

4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第12号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非

附則

(施行期日)

第1条

- (2) 附則第20条の4の改正部分(第3項の改正部分に限る。)並びに次条第21項及び第22項の規定 平成21年1月1日
- (3) 附則第8条第1項の改正部分、同条第2項の改正部分(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、附則第16条の3の改正部分、附則第19条の5の改正部分並びに同条を附則第19条の6とする改正部分、附則第19条の4の次に1条を加える改正部分並びに次条第7項から第15項までの規定 平成22年1月1日
- (4) 附則第19条第1項及び第19条の3の改正部分並びに次条第16項から第20項までの規定 平成22年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第 2 条

4 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第12号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によ

<u>営利活動に係る事業</u>」とあるのは、「第41条の18の3<u>に規定する認定特定非営利活動法人が</u>行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2<u>第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律(平成20年法律第36号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第3項第3号に規定する事業」とする。</u>

8 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1 8 月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100の1.8に相当する額とする。

選択口座内配当等について適用する。

りなおその効力を有することとされる同法第 8条の規定による改正前の租税特別措置法第 41条の18の2**第1項**」とする。

- 8 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1 月1日から平成22年12月31日までの間に支払 を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に 規定する上場株式等の配当等を有する場合に は、当該上場株式等の配当等に係る配当所得に ついては、同項前段の規定により、上場株式等 に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定す る上場株式等に係る課税配当所得の金額をい う。以下この項において同じ。)に対して課す る市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規 定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ当該各号に定める金額に相当する額と する。
 - (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額 が100万円以下である場合 当該上場株式等 に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に 相当する金額
 - (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額 が100万円を超える場合 次に掲げる金額の 合計額
 - ア 18,000円
 - イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の 金額から100万円を控除した金額の100分 の3に相当する金額
- 1 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1 月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が 交付を受ける同条第1項に規定する<u>源泉徴収</u> 選択口座内配当等(次項及び第14項において 「源泉徴収選択口座内配当等」という。)につ いて適用する。

- 12 市民税の所得割の納税義務者が新条例第33 条第4項の規定により平成22年1月1日から 同年12月31日までの期間(第14項におい「特 例期間」という。)内に交付を受けたた源泉徴 選択口座内配当等に規定する申告書を提可の とした同条第4項に規定する申告書を提項の をした同条第4項に規定する事ま変に を場合には、新条例附則第19条の5第2項の 定に規定する源泉は、当該択口座内配 という。)においる明泉徴収選択口座を収選択 でこの項及び第14項において「源泉徴収 という。)において前年中に交付を で、の区分に応じる源泉徴収選択口座内の の区分に応じ当該各号に定める の記載を行うものとする。
 - (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。)附則第7条第10項で定めるもの(以下この項及び第14項において「少額配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの (以下この項及び第14項において「少額配当 等以外の配当等」という。) 当該源泉徴収 選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座 において前年中に交付を受けたすべての少 額配当等以外の配当等に係る所得

13 (略)

14 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則 第19条の6第1項の規定により申告する上場 株式等に係る譲渡損失の金額のうちに地方税 法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21 号)附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項 の規定により特例期間内に交付をした源泉徴 収選択口座内配当等について徴収して納入す べき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴

12 (略)

13 (略)

14 (略)

月1日から平成23年12月31日までの間に地方 税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第 21号) 第1条の規定による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) 附則第35条の2の6 第12項に規定する上場株式等(以下この項にお いて「上場株式等」という。)の譲渡(新条例 附則第19条の2第2項に規定する譲渡をい う。) のうち租税特別措置法第37条の12の2第 2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場 合には、当該上場株式等の譲渡による事業所 得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の 規定に該当する譲渡所得を除く。)については、 新条例附則第19条第1項の規定により同項に 規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のう ち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金 額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地 方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付 金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政 令第152号) 附則第7条第10項に定めるところ により計算した金額(以下この項において「上 場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対して課する市民税の所得割の額は、新条例 附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株 式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読

収選択口座内配当等の額から控除した同項各 号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第 19条の6第2項の規定にかかわらず、新条例第 33条第4項に規定する申告書には、当該控除し た次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各 号に定める所得についての記載を行うものと する。

- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の 額から控除した額 当該源泉徴収選択口座 内配当等に係る源泉徴収選択口座において 前年中に交付を受けたすべての少額配当等 に係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以 外の配当等の額から控除した額 当該源泉 徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択 口座において前年中に交付を受けたすべて の少額配当等以外の配当等に係る所得

15 (略)

16 (略)

|15 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1||17 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1 月1日から平成22年12月31日までの間に地方 税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第 21号) 第1条の規定による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) 附則第35条の2の6 第12項に規定する上場株式等(以下この項にお いて「上場株式等」という。)の譲渡(新条例 附則第19条の2第2項に規定する譲渡をい う。) のうち租税特別措置法第37条の12の2第 2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場 合には、当該上場株式等の譲渡による事業所 得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の 規定に該当する譲渡所得を除く。) については、 新条例附則第19条第1項の規定により同項に 規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のう ち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金 額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平 成20年改正令附則第7条第11項に定めるとこ ろにより計算した金額(以下この項において 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とい う。) に対して課する市民税の所得割の額は、 新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号 に定める金額に相当する金額とする。

み替えて適用される新条例附則第19条第2項 の規定により読み替えて適用される新条例第 34条の2の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額) をい<u>う。) の100分の1.8</u>に相当す る金額とする。

- 16 前項の規定の適用がある場合における新条18 前項の規定の適用がある場合における新条 例附則第19条第2項の規定の適用については、 同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは 「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所 得等の金額のうちに春日部市税条例の一部を 改正する条例(平成20年条例第26号)附則第2 条第15項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額がある場合には、当該株式等に係る 譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る 譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上 場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。
- |17 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用 がある場合における第15項の規定の適用につ いては、同項中「計算した金額(」とあるのは 「計算した金額(新条例附則第19条の6第4項 の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額。」とする。
- |18 新条例附則第20条第3項の規定の適用があ る場合における第15項の規定の適用について は、同項中「計算した金額(」とあるのは「計 算した金額(新条例附則第20条第3項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額。」と する。

- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金 額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次 項の規定により読み替えて適用される新条 例附則第19条第2項の規定により読み替え て適用される新条例第34条の2の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)をい う。以下この項において同じ。)が500万円 以下である場合 当該上場株式等に係る課 税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当す る金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金 額が500万円を超える場合 次に掲げる金額 の合計額
 - ア 90,000円
 - イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等 の金額から500万円を控除した金額の100 分の3に相当する金額
- 例附則第19条第2項の規定の適用については、 同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは 「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所 得等の金額のうちに春日部市税条例の一部を 改正する条例(平成20年条例第26号)附則第2 条第17項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額がある場合には、当該株式等に係る 譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る 譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上 場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。
- |19 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用 がある場合における第17項の規定の適用につ いては、同項中「計算した金額(」とあるのは 「計算した金額(新条例附則第19条の6第4項 の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額。」とする。
- |20 新条例附則第20条第3項の規定の適用があ る場合における第17項の規定の適用について は、同項中「計算した金額(」とあるのは「計 算した金額(新条例附則第20条第3項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額。」と する。

19 (略)

20 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

21 (略)

22 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の部分及び次条第 3項の規定は、平成21年6月4日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の部分による改正後の春日部市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。) 以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の 固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の部分による改正前の春日部市 税条例附則第10条の2第4項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。
- 3 第2条の部分による改正後の春日部市税条例附則第10条の2第2項の規定は、平成 21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後 の年度分の固定資産税について適用する。